

診療所（病床設置・病床数変更・病床種別変更・従業者定員変更・
構造設備変更）許可申請書の記載要領

事案	診療所が（病床を設置・病床数を変更・病床の種別を変更）しようとする場合療養病床を有する診療所が（従業者の定員・法定施設の構造設備の概要）を変更しようとする場合		
根拠法令	医療法第7条第3項及び同法施行規則第1条の14第5項並びに同第6項		
提出期限	事前（保健所との調整は余裕をもって）	様式	4-1-A
添付書類	建物の新・旧平面図		
提出部数	2部		
手数料	なし		
備考	非医師開設の場合は、別途、診療所開設許可又は診療所開設許可事項中一部変更許可を受ける必要がある。		

様式の記入要領

「開設者」欄	<p>1. 法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。医師個人の場合は、開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地。）を記載する。</p> <p>2. 「印」は、法人の場合は法務局へ届け出た法人印を使用する。個人の場合は認印でも可。</p>
1 設置等事由	該当する事項欄の□にレを記載する。
2 開設者の住所・氏名	<p>1. 住所は、法人の場合は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。医師個人の場合は、開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地。）を記載する。</p> <p>2. 氏名は、法人の場合は、法人の名称及び代表者職・氏名を記載する。医師個人の場合は、開設者医師個人の氏名を記載する。</p>
3 診療所の名称	<p>医療法に違反する名称でないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、法人名を冠し、次の範囲内の名称であること。 (a)診療所、(b)クリニック、(c)医院、(d)診療科目 ・原則として、地名を使用しないこと。 ・その他、医療広告ガイドラインに反するものや、患者の誘引を図り、虚偽誇大な宣伝となるような名称や一般に普及していない言葉、意味が不明瞭な外国語・合成語は認められません。
4 開設の場所	<p>1. 住居表示法が実施されている地域は、これによる。「○丁○番○号」、「○番○号」と省略せずに記載する。</p> <p>2. 住居表示法が未実施の場合、地番で記載する。</p> <p>3. ビル内での開設の場合は、ビルの名称と階数まで記載する。「○×ビル○階」</p>
5 開設・変更許可年月日・番号	<p>(開設又は変更許可を要する場合)</p> <p>開設許可又は変更許可年月日を記載する。 開設許可証又は変更許可証の許可番号を記載する。 ただし、本申請を診療所開設等許可と同時に申請する場合は、記載不要である。</p> <p>(開設又は変更許可を要しない場合)</p> <p>記載不要である。</p>

診療所（病床設置・病床数変更・病床種別変更・従業者定員変更・
構造設備変更）許可申請書の記載要領

様式の記入要領	
<p>6 建物の構造設備の概要 ①廊下幅</p>	<p>1. 一般病床の場合は、片廊下は内法による測定で、1. 2m以上であること。ただし、両側に居室がある廊下幅は、内法による測定で、 1. 6m以上であること。 療養病床の場合は、片廊下は内法による測定で、1. 8m以上であること。ただし、両側に居室がある廊下幅は、内法による測定で、 2. 7m以上であること。 ※医療法施行規則附則第5条に経過措置あり。 (平成13年1月31日厚生労働省令第8号) 2. 片廊下及び両側居室のある廊下について、最大、最小部分にわけて記載する。</p>
<p>6 建物の構造設備の概要 ②階段</p>	<p>1. 名称は、階段の名称をそれぞれ記載する。 2. 階段及び踊り場の幅は、内法による測定で、1. 2m以上、けあげは0. 2m以下、踏面は0. 24m以上であること。 3. 階段には、適当な手すりが設けられていること。</p>
<p>7 病床数</p>	<p>1. 用途変更により病室から他施設へ変更した場合についてもその病床増減を記載する。なお、病床設置の場合は、「変更後の許可病床」の欄のみ記載する。 (病室名) 2. それぞれの病室名を記載する。また平面図と同一の室名を記載し、様式と一致させる。 (病床数) 3. 1病室あたりの病床数を記載する。 4. 療養病床は1室あたり4床以下とすること。 ※医療法施行規則附則第4条に経過措置あり。 (平成13年1月31日厚生労働省令第8号) (床面積) 5. 建築基準法による床面積（壁芯）を記載する。 (有効内法床面積) 6. 内法による測定で、患者1人を入院させるものにあつては、6. 3㎡以上、患者2人以上を入院させるものにあつては患者1人につき、4. 3㎡以上とすること。(療養病床にあつては、患者1人につき6. 4㎡以上とすること。) ※療養病床については、医療法施行規則附則第7条に経過措置あり。 (平成13年1月31日厚生労働省令第8号) 7. 有効内法床面積の算定にあつては、備付けの整理ダンス、洋服ダンス、浴室、物置、洗面所等、容易に移動できないものについては、病室の床面積から除外する。 (1床あたりの有効内法床面積) 8. 患者1人あたりの有効内法床面積を記載する。 (採光面積) 9. 建築基準法によって、病室の床面積の7分の1以上が必要。</p>

診療所（病床設置・病床数変更・病床種別変更・従業者定員変更・
構造設備変更）許可申請書の記載要領

様式の記入要領	
7 病床数	<p>(外気開放面積)</p> <p>10. 建築基準法によって、病室の床面積の20分の1以上が必要。 ただし、建築基準法に定める技術的基準にしたがって換気設備を 設けている場合はこの限りではない。</p>
8 医師、看護師、その他の 従業員の定員等	<p>療養病床を有する場合のみ、記載する。</p> <p>1. 療養病床に係る1平均入院患者数については、開設者の推定数（病 床数の80%以上。ただし、実入院患者数が既使用許可病床数の 80%以上の場合は、その数とする。）を記載する。</p> <p>2. 定員とは、当該診療所における各従業員について、開設者が定めた 必要数のこと。</p> <p>3. 法に定める標準員数がある職種については、定員は、標準員数以上 であること。</p>
9 法定施設の構造設備の概要	<p>療養病床を有する場合のみ、記載する。</p> <p>(床面積) 建築基準法による床面積（壁芯）を記載する。</p> <p>(内法面積) 食堂は、入院患者1人につき1㎡以上とすること。</p>
10 医師、看護師、その他の 従業員の定員等	<p>療養病床を有する診療所で、従業者の定員に変更があった場合のみ記 載する。（※6、7、8、9の項目は記入不要。）</p> <p>1. 療養病床に係る1平均入院患者数については、開設者の推定数（病 床数の80%以上。ただし、実入院患者数が既使用許可病床数の 80%以上の場合は、その数とする。）を記載する。</p> <p>2. 定員とは、当該診療所における各従業員について、開設者が定めた 必要数のこと。</p> <p>3. 法に定める標準員数がある職種については、定員は、標準員数以上 であること。</p>
11 法定施設の構造設備の 概要	<p>療養病床を有する診療所で、法定施設の構造設備の概要に変更があっ た場合のみ記載する。（※6、7、8、9の項目は記入不要。）</p> <p>(床面積) 建築基準法による床面積（壁芯）を記載する。</p> <p>(内法面積) 食堂は、入院患者1人につき1㎡以上とすること。</p>

添付書類	
建物の新・旧平面図	<p>1. 診療所部分が明確に分かるよう、赤エンピツで囲む。</p> <p>2. 寸法、面積及び各室名を記載する。</p> <p>3. 診療所面積を記載する。</p> <p>4. 診療所が2階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。</p> <p>5. 洗面台及びシンク等、壁や床の固定物を記載する。</p>